取扱品目等変更届出書

　覚醒剤原料取扱者の取扱品目等に変更を生じたので届け出ます。

　　　　　　年　　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

近畿厚生局長

　　　　　　　　殿

大阪府知事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | 第　　　　　　　号 | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 業務所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 変更すべき事項 |  |
| 変更前 | 取扱品目等 |  |
| 参考事項 |  |
| 変更後 | 取扱品目等 |  |
| 参考事項 |  |
| 変更の事由及びその事由の発生年月日 |  | 年　　 月 　　日 |

覚取法12条、30条の５

１．留意事項

（１）届出期限　　事由が生じた日から１５日以内

（２）覚醒剤原料取扱者について、次の事項に変更が生じたときは、変更届出書を提出すること。

　　　１）取扱品目

　　　２）取扱責任者

　　　３）保管場所及び保管設備

（３）届出義務者

　　　事業主

２．添付書類

　　　保管場所及び保管設備の場合は、その変更の状況を示す図面、写真（施錠、固定が確認できるもの）

３．提出部数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 知事 | 局長 |
| 生活衛生室薬務課管内 | １部 | ２部 |
| 保健所管内 | １部 | ２部 |